

Tahirah 利用規約

Tahirah(以下、本スタジオといいます)のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第1条 本スタジオの運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は本スタジオ代表が行います。

第2条 本スタジオに入会できる方は、各要件を満たし、本スタジオの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また、本スタジオを利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。暴力団構成員、会員の円滑なスタジオライフに支障を来す可能性がある方、その他本スタジオが不相当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第3条 本スタジオに入会する方は所定の入会手続きを行い、本スタジオの承認を得た上、定める入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求むることがあります。入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

第4条 会員は、本スタジオの定める入会事務手数料を、所定の方法で本スタジオに支払わなければなりません。なお、当該入会事務手数料は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会事務手数料は返還しません。

第5条 本スタジオは、会員が次の各号の一つに該当すると認められた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本スタジオの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
2. 本スタジオの施設・機材を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他 本スタジオが定める規則に違反したとき。
4. 本スタジオの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 本スタジオの合理的な指示・指導に従わないとき。
9. 許可の無い営業物販行為・宗教勧誘・政治活動・セミナー勧誘を行ったとき。
10. その他本スタジオが、社会通念に照らし、本スタジオ会員としてふさわしくないと認められたとき。

第6条 会員は、本スタジオの定めるチケット料金等を所定の方法で支払わなければなりません。チケット料金等の種類、金額、支払期限、有効期限、及び支払方法等は本スタジオが定めるものとします。支払いをされない場合は、理由を問わず本スタジオレッスンにご参加できません。

第7条 会員は本スタジオに退会意思を示すことにより、その日限りで退会することができます。なお、一度購入したチケット料金・入会事務手数料等は退会後も返金致しません。

退会後に本スタジオに対する誹謗中傷の流布等、明らかな損害行為があった場合には、本スタジオは即時に法的措置を取ります。

第 8 条 本スタジオは季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本スタジオの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として 2 週間前までに予約システム画面にて表示致します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合、講師急病の場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

第 9 条 本スタジオは、次の事由により本スタジオの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本スタジオの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第 10 条

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本スタジオの施設を利用するものとします。
2. 本スタジオは、会員が本スタジオの施設利用中に生じた盗難、怪我、その他の事故について、本スタジオの責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。会員同士の本スタジオ内外でのトラブルについても同様とします。
3. 会員は、本スタジオにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本スタジオの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。
4. 本スタジオの各レッスンにおける振付の著作権は振付師に帰属します。そのため振付師・講師の許可なく、公共の場での披露等を行ってはならないものとします。振付の著作権保護については本スタジオの退会後も継続するものとします。

第 11 条 本スタジオは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本スタジオは改定日の 1 ヶ月以上前までに会員への掲示、及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

第 12 条 本規約は 2026 年 2 月 10 日より施行します。